

川崎市立川崎病院診療録管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院の診療録及び各種診療記録（以下「診療録等」という。）について、適正な管理運用を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(診療録管理委員会の設置)

第2条 診療録等の管理運用に関し必要な事項について審議することを目的として川崎市立川崎病院診療録管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の運営に必要な事項は別に定める。

(診療録管理室の設置)

第3条 診療録管理運営業務を行うために事務局医事課に診療録管理室を置く。

(診療録等作成基準)

第4条 診療録等の作成は、別表「診療録等作成基準」を遵守するものとする。

(診療録等の保管・管理)

第5条 診療録等は、病院が指定した場所に保管、管理する。

2 診療録等の取り扱いについては許可なくこれを公開し、又はむやみにその内容を他に漏らしてはならない。

(診療録の保存期限)

第6条 外来にかかる診療録は、最終診療日の翌日から起算して5年間保存する。

2 入院にかかる診療録は、最終診療日の翌日から起算して10年間保存する。

3 保存期間を経過したものは、廃棄するものとする。ただし、保存期間経過後も保存の必要があると認められるものは、引き続き保存するものとする。

(利用者の範囲)

第7条 診療録等を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 当院の医師、看護師及び業務上診療録を必要とする職員
 - (2) 前号に掲げるもののほか、院長がその必要を認める者
- (利用目的)

第8条 診療録等の利用目的は、次のとおりとする。

- (1) 診療及び医事業務等を目的とする場合
 - (2) 当院が従うべき法的義務の履行のために必要な場合
 - (3) 患者・利用者・関係者の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合
 - (4) 教育、調査研究（個人を特定する情報を院外に公開しないものに限る。）を目的とする場合
- (利用目的外の利用)

第9条 利用目的の範囲を超えて診療録等の利用を行う場合の手続きについては、川崎市個人情報保護条例（昭和60年6月29日条例第26号）（以下「個人情報保護条例」という。）第11条の定めるところによる。

(診療録の開示)

第10条 診療録の開示については、「診療情報の提供に関する指針の策定について」（平成15年9月12日医政発第0912001号）を参考にし、個人情報保護条例、川崎市病院局個人情報保護条例施行規程（平成17年4月1日病院局規程第49号）の定めによる対応とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、診療録等の管理に関し必要な事項は、院長が別に定める。

附 則

平成15年10月1日 施行

平成 1 6 年 8 月 2 6 日 改定

平成 2 1 年 1 1 月 1 日 改定

令和 2 年 1 2 月 1 日 改定